

業務用季節別契約
(選択約款)

2026年7月1日実施

武州瓦斯株式会社

目 次

1.	適 用	-----	1
2.	選択約款の変更	-----	1
3.	用語の定義	-----	1
4.	適用条件	-----	2
5.	契約の締結	-----	2
6.	使用量の算定	-----	4
7.	料 金	-----	4
8.	料金の支払方法	-----	5
9.	料金の口座振替	-----	5
10.	料金の払込み	-----	5
11.	単位料金の調整	-----	5
12.	名義の変更	-----	7
13.	契約の変更または解約	-----	7
14.	契約条件の未達もしくは中途解約時における取扱い	-----	7
15.	本支管工事費の精算	-----	8
16.	緊急調整時の措置	-----	8
(付 則)	1. 本選択約款の実施期日	-----	9
	2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置	-----	9
(別表第1)	早収料金の算定方法	-----	10
(別表第2)	料金表 (業務用季節別契約第1種)	-----	12
(別表第3)	料金表 (業務用季節別契約第2種)	-----	14

1. 適用

(1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

(2) この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。

(2) 「契約年間使用量」とは、契約で定める1年間の使用予定量をいいます。

(3) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます（小数点以下切捨て）。

(4) 「最大需要期」とは、12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から、3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

(5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

(6) 「契約最大時間流量倍率」とは契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます（小数点以下切捨て）。

(7) 「その他期」とは、4月検針分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月検針分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月検針分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月検針分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

(8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(9) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税

標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

(10)「単位料金」とは、11に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

(11)「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

この選択約款は、契約種別（第1種、第2種）ごとに次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

【第1種】

- (1) ガスメーターの能力および契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が400倍以上、および契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

【第2種】

- (1) ガスメーターの能力および契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が400倍以上、および契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約最大時間流量は原則としてガスメーターの能力と同一とします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置の上、前12ヶ月の負荷記録計により算定された最大の1時間あたりの使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）をもって

契約最大時間流量を定めるものといたします。なお、負荷計測器での実績最大時間流量が前12ヶ月中すべて6立方メートルを下回った場合、契約最大時間流量は6立方メートルといたします。

- (4) 契約年間使用量・契約月平均使用量・契約年間負荷率・契約最大時間流量倍率は前12ヶ月の実績と同一といたします。ただし、前12ヶ月のご使用実績がなく本選択約款に基づく契約のお申し込みをされる場合、お客さまと当社は協議の上、当該契約内容を定めます。
- (5) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) (5)に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (7) 当社は、この選択約款または他の選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (8) お客さまの契約期間における使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から1年間、当社はこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (9) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (10) この選択約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後は一般ガス供給約款に基づくご契約となります。

(11) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。この場合、負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によって実績最大時間流量を算定します。

7. 料 金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に定める支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(1)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。

①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。

②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

(4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）をお支払いいただきます。

(5) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(6) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は、(1)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
 - ①既にガスをお使いのお客さまは口座振替申し込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
 - ②新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

10. 料金の払込み

- (1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
 - ①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
 - ②当社の営業所等
- (2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。
- (3) お客さまが当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料として、原則、払込書の発行等に係る費用等に相当する金額を、料金とあわせてご負担いただきます。

11. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の2、別表第3の2の各料

金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1（4）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

85,290円

②平均原料価格（トン当たり）

別表第1（4）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

（算式）

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.9501

＋トン当たりLPG平均価格×0.0561

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金

額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

1 2. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1 3. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。

(3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます)には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。

1 4. 契約条件の未達もしくは中途解約時における取扱い

5 (4) ただし書を適用してこの選択約款に基づく契約を締結しているお客さまが(1)から(2)に該当する場合、当社は(1)から(2)それぞれの規定に基づき料金の精算を行います。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 契約期間満了時の実績が4 (2) または4 (3) の条件を満たさなかった場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\text{適用条件未達精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績} \\ \text{使用量および各月の単位料} \\ \text{金に基づいて算定した、一} \\ \text{般ガス供給約款に定める料} \\ \text{金相当額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{本選択約款に} \\ \text{基づく当該契} \\ \text{約期間におけ} \\ \text{る各月の料金} \\ \text{の合計額} \end{array} \right]$$

(2) 13(1)に基づく契約の解約または13(3)に基づく契約の解約の場合、当社は下記の算式で定める精算額を原則として解約月に申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約終了月までの残存} \\ \text{する各月における料金表Aの基本料金相} \\ \text{当額の合計} \end{array} \right]$$

15. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

16. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立ってお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad \text{定額基本料金割引額} &= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}} \\ (2) \quad \text{流量基本料金割引額} &= \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}} \end{aligned}$$

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

2. 本選択約款実施に伴う切り替え措置

(1) この選択約款のうち10（料金の払込み）（3）の払込書発行手数料については、2026年6月検針分以降に発行する払込書から適用いたします。

(2) 2026年7月1日が含まれるこの選択約款の契約期間は、選択約款（2026年5月1日実施）の契約の締結時または継続時に定めた契約期間を継承するものといたします。

(3) 当社は、2026年7月1日から2026年7月31日までに支払義務が発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表第1)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{料金} &= \text{定額基本料金} \\ &\quad + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \\ &\quad + \text{単位料金} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料

金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

(別表第2)

料金表(業務用季節別契約第1種)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから900立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が900立方メートルを超え、1,800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が1,800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

① 定額基本料金

1ヶ月につき	13,538円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③ 基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	108.01円 (消費税等相当額を含みます)	118.86円 (消費税等相当額を含みます)

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 定額基本料金

1ヶ月につき	16,859円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	104.32円 (消費税等相当額を含みます)	115.17円 (消費税等相当額を含みます)

④調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①定額基本料金

1ヶ月につき	20,153円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	102.49円 (消費税等相当額を含みます)	113.34円 (消費税等相当額を含みます)

④調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第3)

料金表(業務用季節別契約第2種)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから900立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が900立方メートルを超え、1,800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が1,800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

① 定額基本料金

1ヶ月につき	13,538円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③ 基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	110.14円 (消費税等相当額を含みます)	119.95円 (消費税等相当額を含みます)

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 定額基本料金

1ヶ月につき	16,859円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	106.45円 (消費税等相当額を含みます)	116.26円 (消費税等相当額を含みます)

④調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①定額基本料金

1ヶ月につき	20,153円 (消費税等相当額を含みます)
--------	---------------------------

②流量基本料金単価

1立方メートルにつき	330.00円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③基準単位料金

	その他期基準単位料金	冬期基準単位料金
1立方メートルにつき	104.62円 (消費税等相当額を含みます)	114.43円 (消費税等相当額を含みます)

④調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、11の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。